

日時：2014年5月22日（木） 15:30～17:30

講師：東京大学政策ビジョン研究センター 遠藤 典子 先生

演題：原子力損害賠償制度の研究

要旨

本研究は、原子力損害賠償制度について、制度の成立、これまでの経緯、議論となった問題およびこれからのあり方について考察したものである。

1961年に制定された原子力損害賠償法（以下では原賠法）を他の原発導入先進国と比べた場合、原子力事業者は有限責任ではなく無限責任を負い、国家は義務的な補償ではなく裁量的に援助を行うこととされたことが特徴として挙げられる。これは原子力事業者の厳格な責任と政府関与の曖昧さというアンバランスさを抱えている。この特質を持った理由として、政府の財政支出増大に関する懸念と、原子力事業者と国のリスクと責任を明確にすることで、原発に対する国民の不安が増大するとの政府と事業者の懸念があったことが考えられる。このような原賠法の性質は、産業公害の発生、原発依存への傾斜、チェルノブイリ事故の軽視とJCO臨界事故への適用を経て「不変の構図」となった。

2011年の東京電力福島第一原発事故後、東京電力に対しては、原賠法第3条ただし書きの免責条項が適用されるか否かが議論されたが、政府は第3条本則により東京電力に損害賠償責任があると認定した。その上で、原賠法第16条に基づく新立法、すなわち原子力損害賠償支援機構法（以下では支援機構法）により、原子力損害賠償支援機構（以下では支援機構）を通じて国が資金援助を行うこととなった。支援機構は、原子力事業者の相互扶助機能、東京電力の事業計画への認可権と監督権を保有し、東京電力の損害賠償責任を明確化すべく援助資金の回収を行う。これは、過去のチッソ公的資金支援などのケースと共通性をもった間接支援方式であると見ることができる。

原発事故発生直後、政府には、被害者への迅速な賠償、事故の収束、安定した電力供給、電力債の信用回復、金融システムの維持という「5つの複合問題」解決の必要があった。そこで、東京電力の会社更生法適用は回避し、債務超過に転落しないようバランスシートに配慮した資金援助スキームをもってこれに対処することとなった。政府は2011年度中に5

兆円の交付国債の交付、支援機構は事業計画の認可と 3 兆 4757 億円の資金援助の実施（2014 年 1 月現在）、東京電力は 3 兆 3678 億円の損害賠償の実施を行った（同）。また、2012 年 7 月には支援機構が東京電力に対し 1 兆円を出資し、実質的な国有化を行うこととなった。

2012 年 11 月には、損害賠償と除染費用が当初想定の 2 倍規模の 10 兆円規模に膨らむことに膨らむ可能性があることから、東京電力は「新たな支援の枠組み」を要請した。その結果、2014 年 1 月の新総合事業計画に、除染費用の一部を国が直接負担する措置が盛り込まれた。ここに実質的な「事後的有限責任」の確立を認めることができる。

しかしながら、それはあくまで対処策に過ぎず、原子力事業における予見可能性を高めるためにも、原子力損害賠償制度の再構築に向けた法制度改革に着手しなければならない。実際、支援機構法には原賠法と支援機構法の見直し条項が盛り込まれている。その原子力損害賠償制度の再構築は、電力システム改革、使用済み核燃料・核燃料サイクル問題と整合的な、原子力全体の政策パッケージとして行われる必要がある。

以上